

# 特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為の許可申請手引き

令和6年3月5日  
令和7年1月28日一部改正  
福島県

## 1. 特定都市河川浸水被害対策法における審査手順

### 1.1 審査の手順

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、審査の手順を踏むことになる。

審査者が申請者からの申請書を受理してから処分をするまでに通常要する期間は、概ね1ヶ月程度である。(申請内容や混雑具合等によっては、この限りではない。)

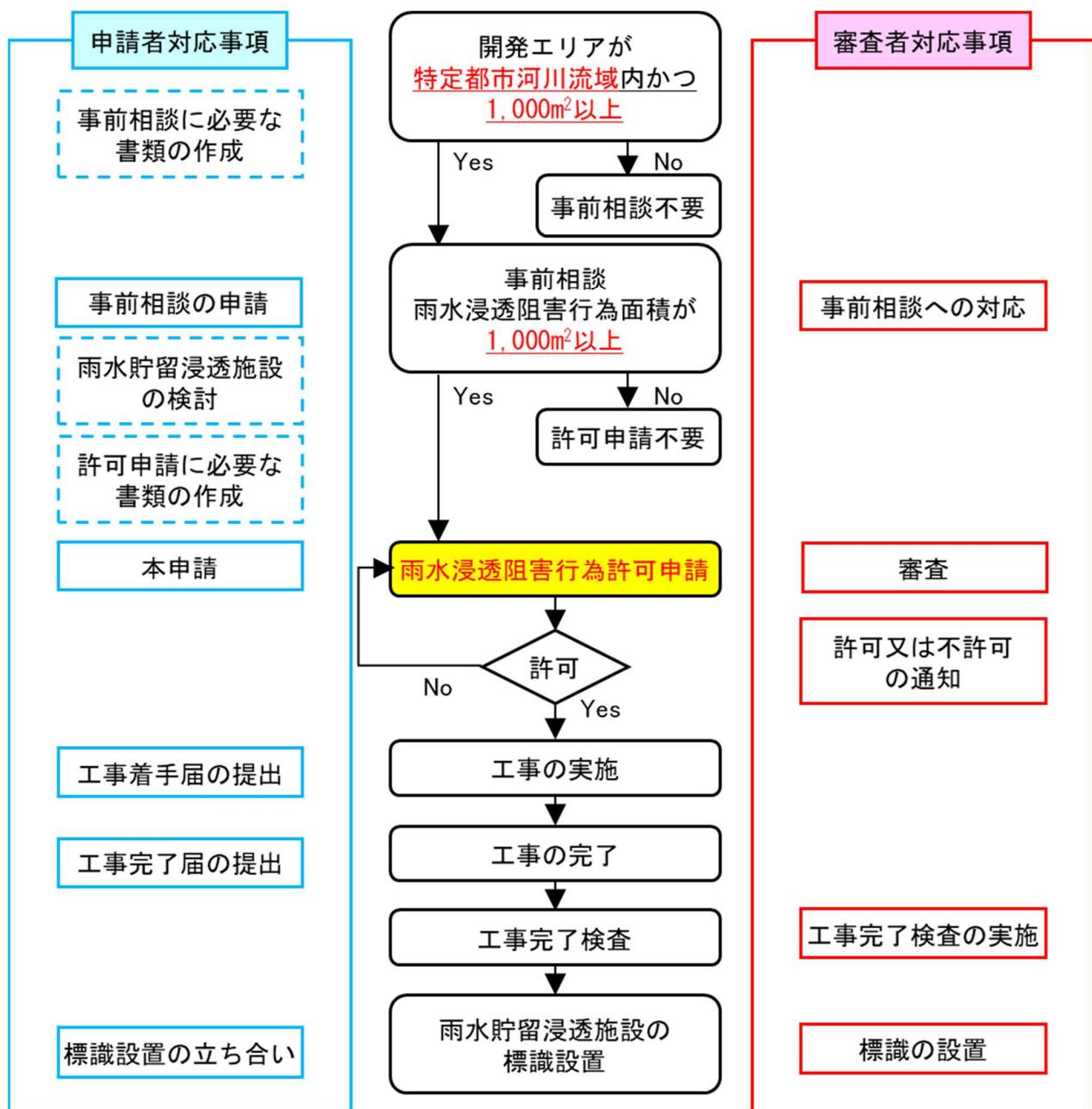


図 1 審査の手順

表 1 必要書類の一覧

様式名	内容	事前協議	許可申請	備考
様式-1	現況土地利用図の面積集計表(行為前)	○	○	
様式-2	土地利用計画図の面積集計表(行為後)	○	○	
様式-3	行為前後の土地利用集計表	○	○	
様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数		○	
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値		○	
様式-6	技術的基準に適合することを証する書類		○	
様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	○		
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書(例示)		○	
様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する計画説明書		○	施行細則
様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書			施行細則
様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書			施行細則
様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書			施行細則
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	○	○	省令第18条
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	○	○	省令第18条
図面-3	現況地形図(行為前)【縮尺1/2,500以上】	○	○	省令第16条
図面-4	現況土地利用求積図(行為前)【縮尺1/2,500以上】	○	○	
図面-5	土地利用計画図(行為後)【縮尺1/2,500以上】	○	○	省令第16条
図面-6	土地利用計画求積図(行為後)【縮尺1/2,500以上】	○	○	
図面-7	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】		○	省令第16条
図面-8	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】		○	省令第16条
図面-9	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 (平面図、縦断図、横断図) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (流入口、放流口の構造を含む)		○	省令第16条
図面-10	標識設置位置図 縮尺1/500以上		○	
資料-1	土地の登記事項を示す書類	○	○	
資料-2	公図の写し	○	○	
資料-3	事業概要説明書、事業概要図	○	○	
資料-4	現況写真(写真撮影位置図を添付)	○	○	
資料-5	工事工程表		○	
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書		○	省令第16条
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書			省令第26条
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書			省令第26条
別記様式第五	損失の補償の裁決申請書			省令第28条
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書			省令第29条

## 1.2 雨水浸透阻害行為の概要

### 1.2.1 雨水浸透阻害行為の許可を要する行為

特定都市河川流域内で宅地等以外の土地で行う一定規模（1,000m<sup>2</sup>）以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は福島県の許可が必要である（法第30条）。

雨水浸透阻害行為とは【法30条 第1項、政令第8条】

土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為をいい、以下のいずれかに該当するものである。

①土地の形質を宅地等以外から宅地等へ変更する行為

※宅地等：宅地・池沼・水路・ため池・道路・鉄道線路、飛行場

※宅地：建物（工作物）のように供するための土地

- ・現況において、建物の用に供している土地
- ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・近い将来に宅地として使用するため、造成されている土地

②舗装していない土地を舗装する行為

③排水施設を伴うゴルフ場・運動場等の新設・増設する行為

④締め固めていない土地をローラー等により締め固める行為

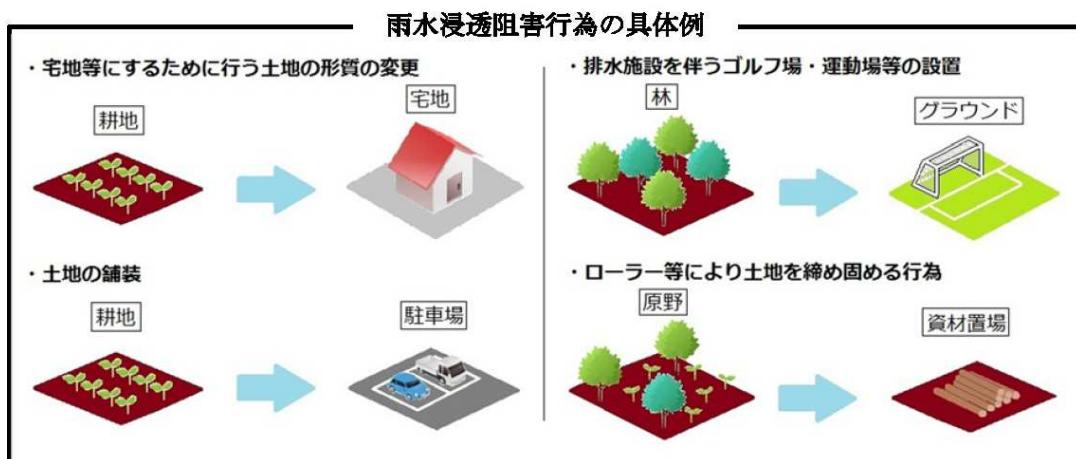


図2 雨水浸透阻害行為の具体例

### 1.2.2 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為

雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる農地・林地の保全を目的として行う行為や、土地の一時的な利用に供する目的で行う行為については許可の対象外としている。

#### 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為【法第30条】【政令第7条】

##### 1) 通常の管理行為、軽易な行為

- ①主として農地又は林地を保全する目的で行う行為
- ②既に舗装されている土地において行われる行為
- ③仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為

##### 2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- ①災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧
- ②時間的・地形的に合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧

### 【指定時点での既着手行為の取扱】

特定都市河川流域の指定時点において、以下のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

#### 特定都市河川流域の指定時点で、以下に該当する行為【ガイドラインP6-13】

- ①既に工事に着手している行為
- ②都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ③事業採択されている等、既に事業化されている行為
- ④都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

なお、既着手行為については、法指定時点において、既に関連する他の許可申請が受理されている行為や、県、市町村又は公的機関の証明により、既に事業化されていることが確認できる行為も含まれる。

## 2. 事前協議における必要書類

### 2.1 事前協議の手順

事前協議に必要な手順を下記に示す。

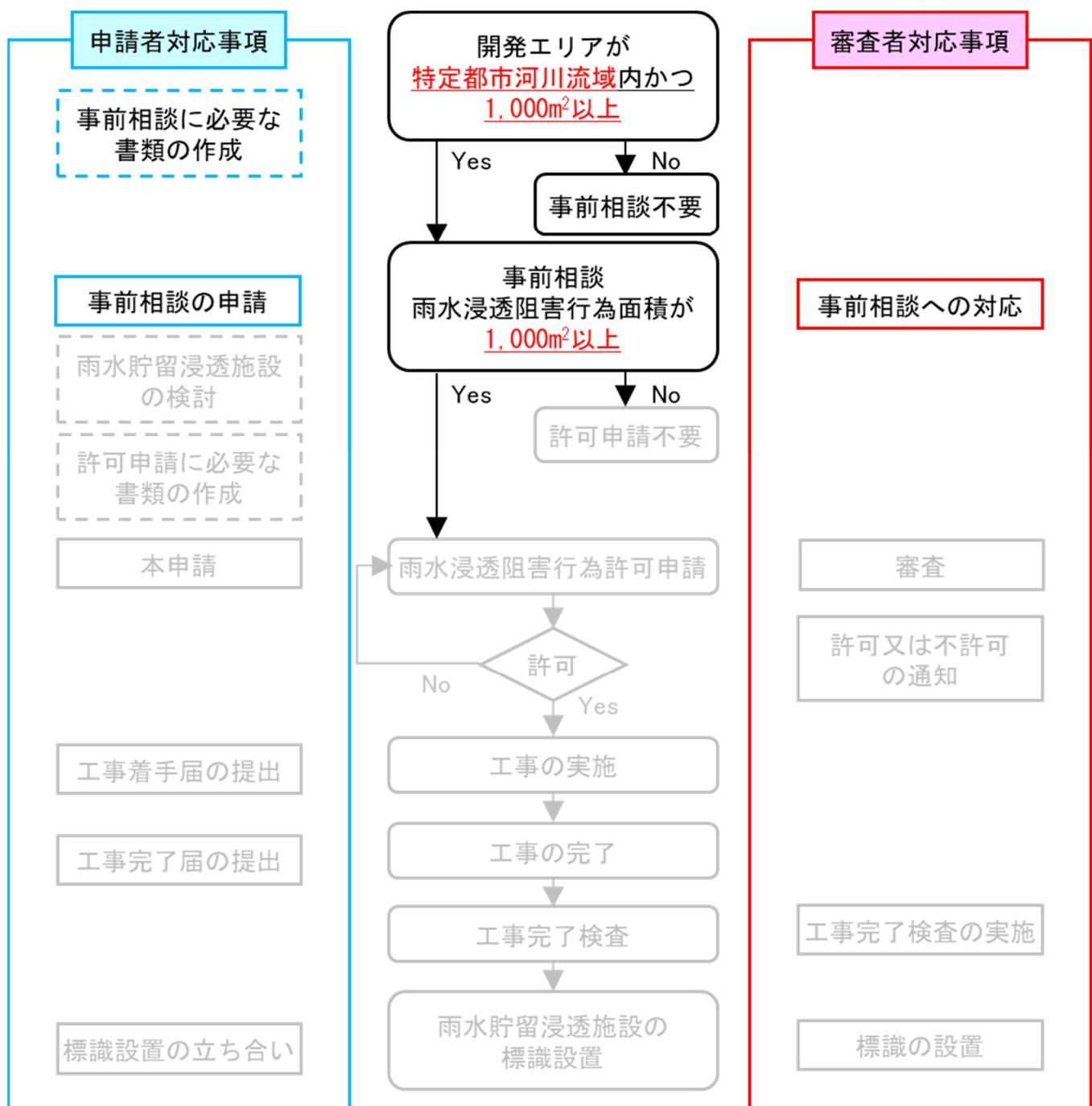


図 3 事前協議の手順

## 2.2 必要書類一覧

事前協議における提出必要書類を表 2 に示す。提出必要書類の解説、サンプルを示す。

表 2 事前協議における提出必要書類

事前協議の必要書類	内容	法
様式-7 雨水浸透阻害行為許可事前相談書	事業主の氏名、対象地区、事業の内容等の事項	
図面-1 行為区域位置図	縮尺 1/50,000 以上の地形図	【省令第 18 条】
図面-2 行為区域区域図	縮尺 1/2,500 以上の地形図 都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を明示	【省令第 18 条】
図面-3 現況地形図 (行為前)	縮尺 1/2,500 以上の地形図 地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態毎の面積を明示 等高線は 2m の標高差を示すもの	【省令第 16 条】
図面-4 現況土地利用求積図 (行為前)	縮尺 1/2,500 以上	
様式-1 現況土地利用図の面積集計表 (行為前)	現況土地利用図の区分毎の面積集計表 (行為前)	
図面-5 土地利用計画図 (行為後)	縮尺 1/2,500 以上の地形図 行為区域の境界並びに流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態毎の面積を明示	【省令第 16 条】
図面-6 土地利用計画求積図 (行為後)	縮尺 1/2,500 以上	
様式-2 土地利用計画図の面積集計表 (行為後)	土地利用計画図の区分毎の面積集計表 (行為後)	
様式-3 行為前後の土地利用集計表	現況土地利用図 (様式-1)、土地利用計画図 (様式-2) で自動入力、雨水浸透阻害行為の該当面積を算定 該当面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 : 許可申請が必要 該当面積 1,000m <sup>2</sup> 以下 : 許可申請は不要	
資料-1 土地の登記事項を示す書類	土地利用に関する資料	
資料-2 公図の写し	土地利用に関する資料	
資料-3 事業概要説明書、事業概要図	事業に関する資料	
資料-4 現況写真	現況写真 (写真撮影位置図を添付) 行為前の土地の状況がわかるように撮影し、必要に応じ写真撮影方向のわかる図面を添付	

(1) 雨水浸透阻害行為許可事前相談書【様式-7】

事前相談を実施する前に、必要事項を記載すること。

様式-7

No.

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

担当者と事前に相談日時を電話等で決めて下さい

事前相談日時	○○年○○月○○日 (○) XX:XX~
事業区域に含まれる地域の名称	○○市○○町101番地、102番地、103番地
事業区域の面積	2,500平方メートル
予定する事業の計画の内容	宅地造成及び分譲住宅建設
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 ○○○○住宅建設株式会社 氏名 代表取締役 ○○ ○○
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 ○○市○○町1-1-1 氏名 ○○○設計事務所株式会社 連絡先 XXX (XXX) XXXX
(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。 1 行為区域位置図(図面-1) 2 行為区域図(図面-2) 3 現況地形図(行為前)(図面-3) 4 現況土地利用求積図(行為前)(図面-4) 5 現況土地利用図の面積集計表(行為前)(様式-1) 6 土地利用計画図(行為後)(図面-5) 7 土地利用計画求積図(行為後)(図面-6) 8 土地利用計画図の面積集計表(行為後)(様式-2) 9 行為前後の土地利用集計表(様式-3) 10 土地の登記事項を示す書類(資料-1) 11 公図の写し(資料-2) 12 事業概要説明書、事業概要図(資料-3) 13 現況写真(資料-4)	

担当者名は必ず記入してください。

相談に必要な資料です。  
必ずご持参下さい。  
なお、作成等でわからない点は、おたずねください。

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

処理欄はこちらで使用します。  
記入不要です。

※処理欄

事前相談担当者名

雨水浸透阻害行為面積

m<sup>2</sup>

雨水浸透阻害行為許可申請

( 要 · 不要 )

許可申請不要の理由

備考

結果の連絡

年 月 日 済 (□TEL □来庁)

連絡した相手名

※印欄は記入しない

(2) 行為区域位置図【図面-1】【省令第18条】

地形図縮尺 1/50,000 以上として行為区域の位置を明示する。

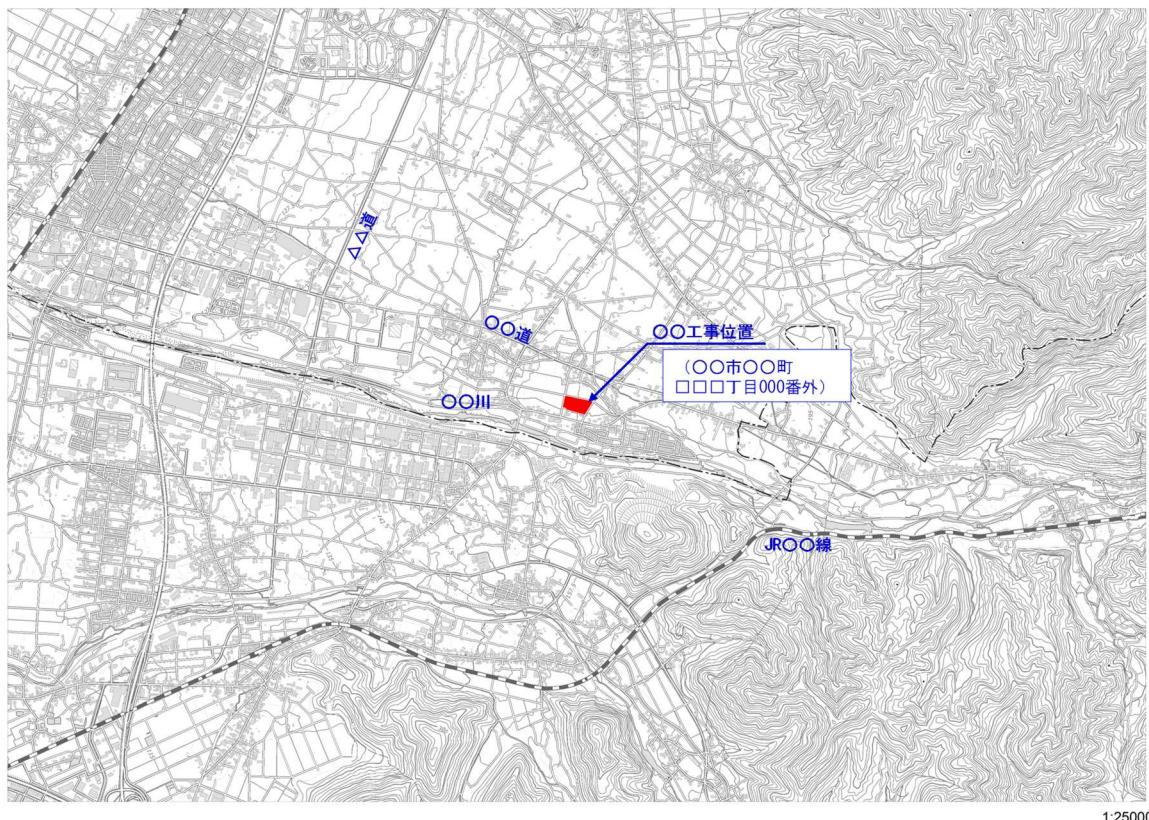


図4 行為区域位置図

### (3) 行為区域区域図【図面-2】【省令第18条】

縮尺1/2,500以上とし、行為区域（事業エリア全体）、県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものを明示する。

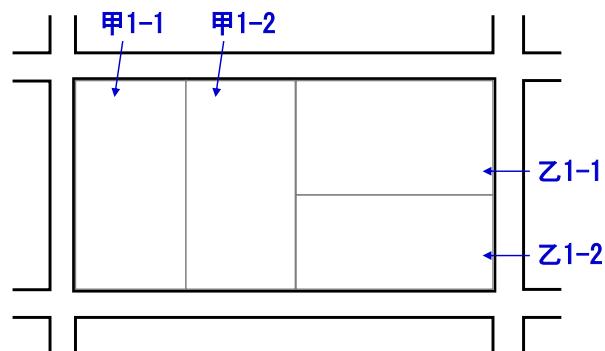


図5 土地の地番及び形状の把握

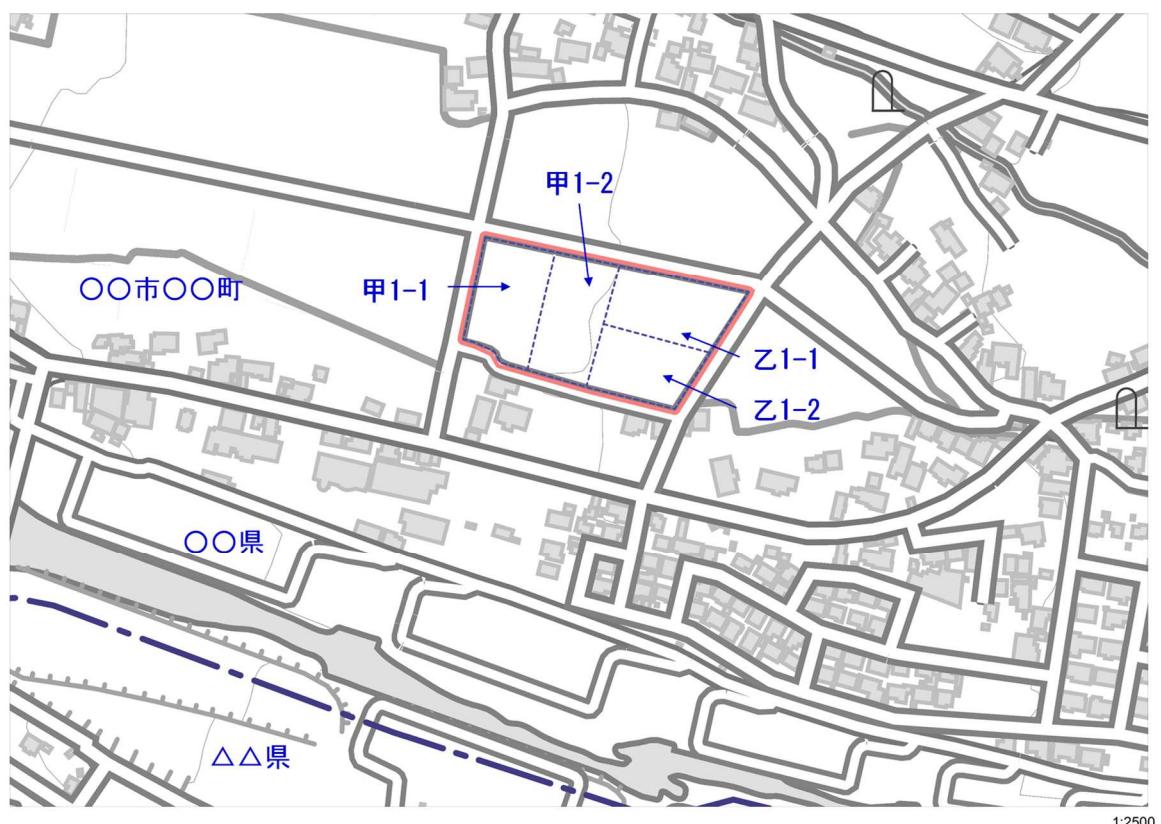


図6 行為区域区域図

(4) 現況地形図（行為前）【図面-3】【様式-1】【省令第16条】

縮尺 1/2,500 以上とする。地形（等高線は 2m の標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）毎の面積を明示する。現況土地利用別面積は、課税地目土地登記簿謄本や実際の土地利用形態を用いて集計する。

土地利用形態の判断については、申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上の閲覧可能なものによる。

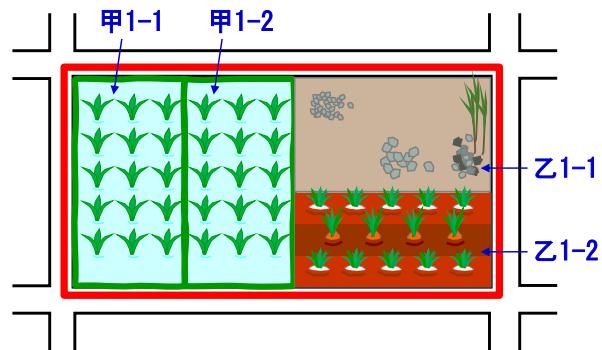


図 7 土地利用の把握

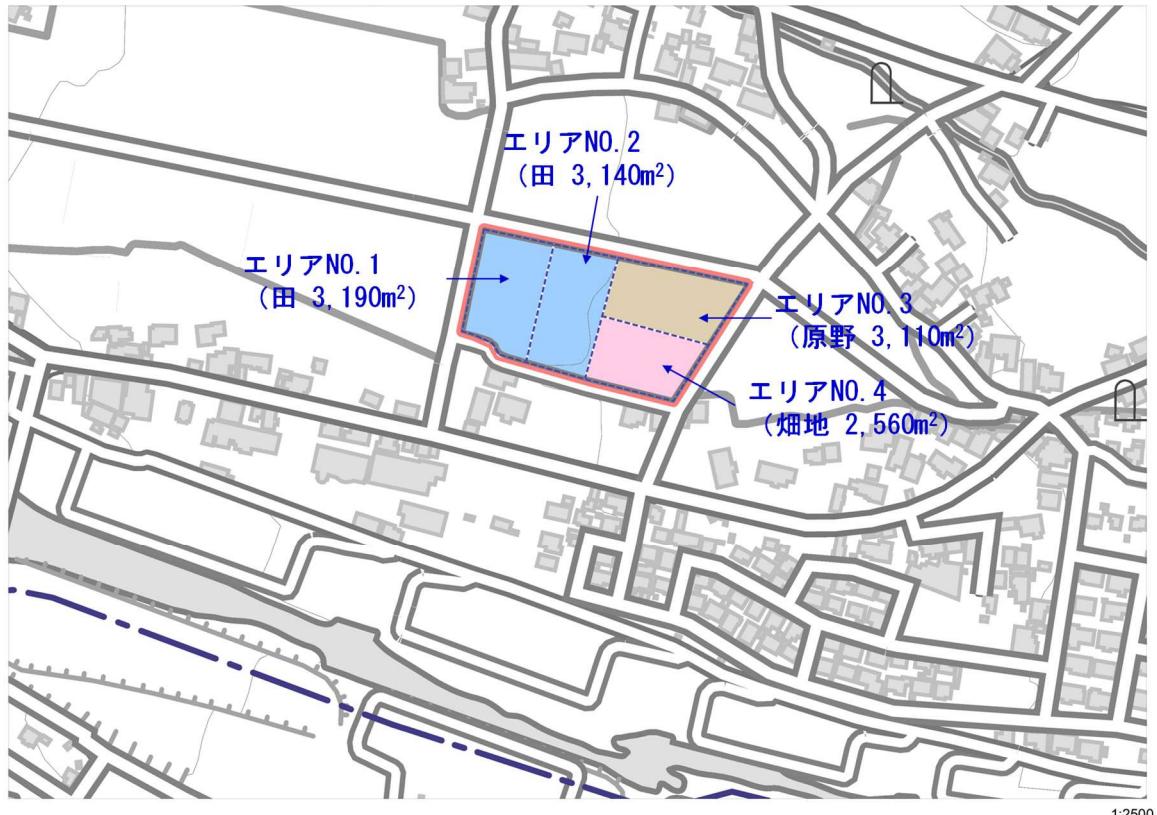


図 8 現況地形図（行為前）

表 3 雨水浸透阻害行為の許可の要否に関する一覧

		行為前の土地利用												
		告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を 増加させるおそれのある 行為に係る土地)		別表4 (別表1～3以外 の土地)			
		宅地	池沼・ 水路・ ため池	道路	鉄道 線路	飛行場	コンク リート (法面除く)	コンク リート (法面)	ゴルフ場、 運動場類※	締め られた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・ 耕地・ 原野類	
行為 後の 土地 利用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更					
	池沼・水路・ ため池								法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)					
	道路								令第8条第1号に 該当しない		令8条第1号 に該当する行為			
	鉄道線路								令第8条第2号除外規定に より該当しない		令8条第2号 に該当する行為			
	飛行場								法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない					
	コンクリート (法面除く)													
	コンクリート (法面)													
	ゴルフ場、 運動場類※													
	締められた 土地													
	山地													
	人工植生面													
	林地・耕地・ 原野類													

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

表 4(1) 土地利用の判別方法

土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90  宅地は、次に掲げる建物(工作物を含む)の用に供するための土地をいう。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。 (A)現況において、建物の用に供している土地 (B)過去において、建物の用に供している土地 (C)近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地	宅地は、建物の屋根面積のほかに、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②池沼	1.00  常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00  常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00  常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路(法面を有しないものに限る) ⑥道路(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路をいう。道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路かどうかは問わない。 未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。
	⑦鉄道線路(法面を有しないものに限る) ⑧鉄道線路(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	鉄道道路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む)をいう。 操車場は鉄道道路に含まれない。
	⑨飛行場(法面を有しないものに限る) ⑩飛行場(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	飛行場は、空港・ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む)をいう。
			法面は区分し整理する。
			法面は区分し整理する。

表 4(2) 土地利用の判別方法

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	⑪コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地(法面は含まず)をいう。	
	⑫コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	⑬ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑭運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	運動場の敷地すべてではなく、排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
上記に掲げる土地以外の土地	⑮ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度、又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く)をいう。施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることによって通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	
	⑯山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①～⑯、⑰、⑱)以外の土地で、平均勾配 10%以上の土地をいう。
	⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
	⑱林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林、又は草地等を形成している土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①～⑯、⑰、⑱)以外の土地で、平均勾配 10%未満の土地をいう。
			耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない)を含む)をいう。	

表 5 現況土地利用図の面積集計表（行為前）【様式-1】

現況土地利用図の面積集計表（行為前）

様式-1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地		左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地 (法面を除く)	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場（その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他
1																		0.3190
2																		0.3140
3																		0.3110
4																		0.2560
小計 1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1. 2000	
小計 2	0. 0000										0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1. 2000		
合 計	1. 2000																	

(単位 : ha)

(5) 現況土地利用求積図（行為前）【図面-4】

縮尺 1/2,500 以上とする。

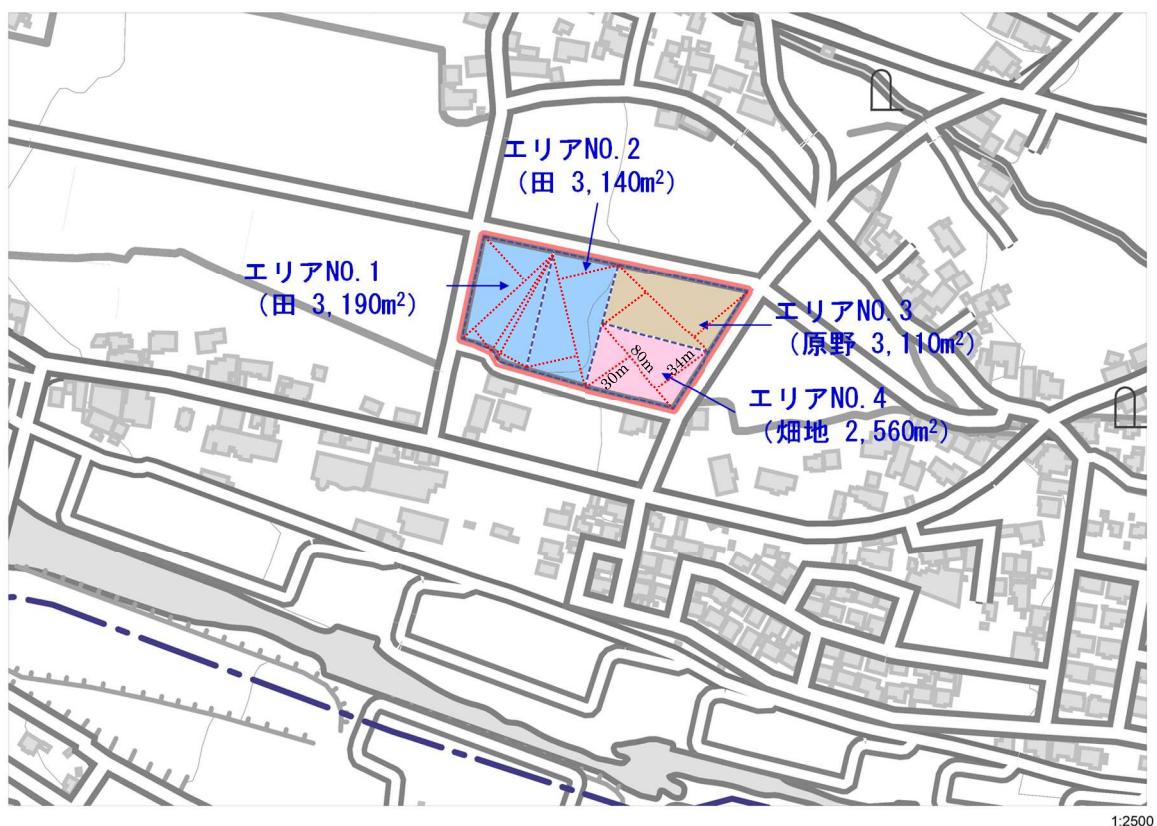


図 9 現況土地利用求積図（行為前）

(6) 土地利用計画図（行為後）【図面-5】【様式-2】【省令第16条】

縮尺 1/2,500 以上とし、行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）毎の面積を明示する。事業エリア内において、土地利用計画面積をエリア別に集計する。現況及び事業エリア内の土地利用面積は必ず一致すること。

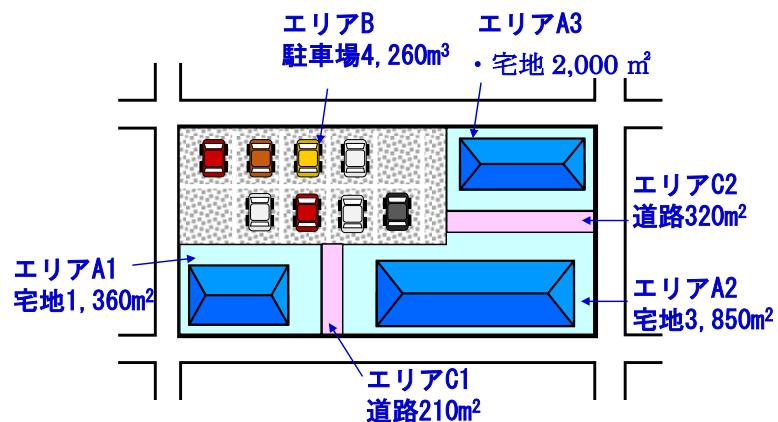


図 10 流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態

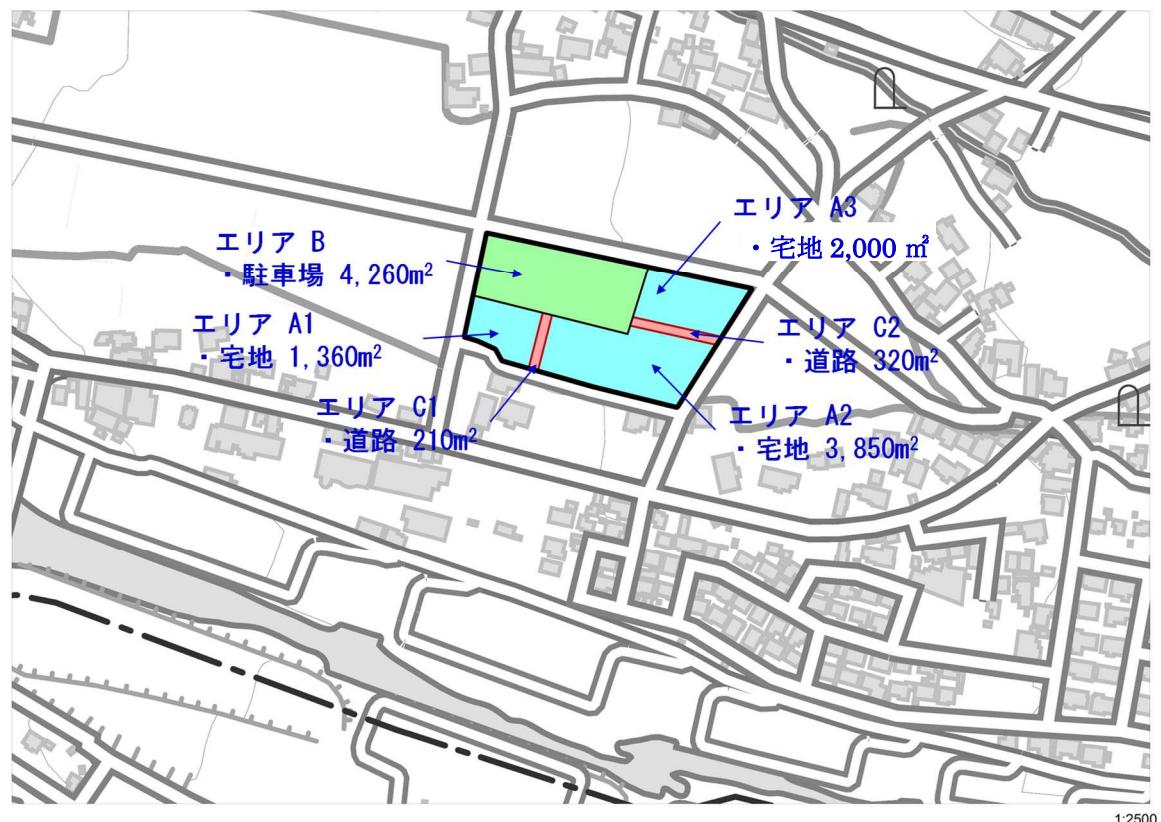


図 11 土地利用計画図（行為後）

表 6 土地利用計画図の面積集計表（行為後）【様式-2】

### 土地利用計画図の面積集計表（行為後）

樣式 - 2

(单位 : ha)

(7) 土地利用計画求積図（行為後）【図面-6】

縮尺 1/2,500 以上とする

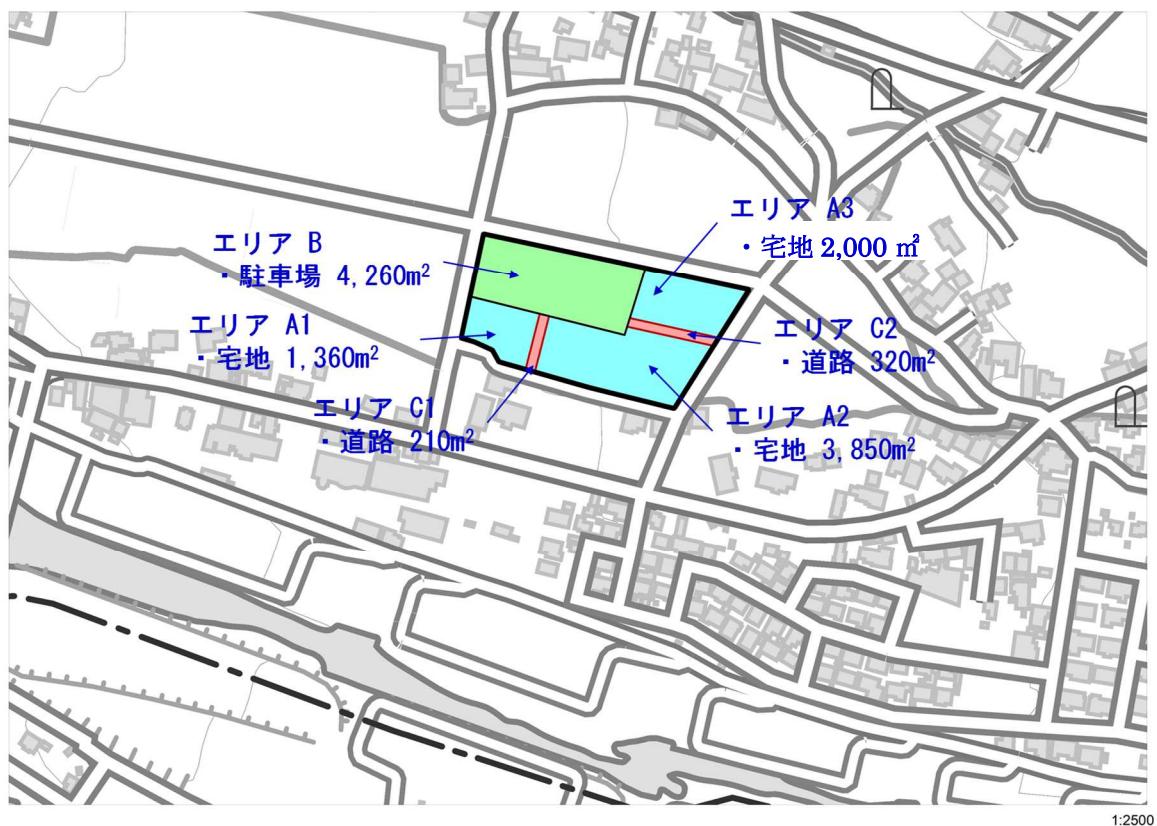


図 12 土地利用計画求積図（行為後）

### (8) 行為前後の土地利用集計表【様式-3】

様式 1、様式 2 により自動で入力されます。現況土地利用の宅地面積を除外し、雨水浸透阻害行為面積を算定する。1,000m<sup>2</sup>を超える場合は、特定都市河川浸水被害対策法の許可申請の対象となる。

表 7 行為前後の土地利用集計表【様式-3】

行為前後の土地利用集計表

土地利用区分		①欄 様式-1	②欄 様式-2	③欄	④欄	参考	備 考
土地利用区分		現況土地利用面積 (ha) ①	計画土地利用面積 (ha) ②	面積差 (ha)	雨水浸透阻害行為の当該面積	流出係数	
		様式-1 小計 1 の欄	様式-2 小計 1 の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当該当の場合面積 (ha) を記入		
宅地等	宅地		0.7210	0.7210	0.7210	0.9	宅地等の区分同士の増減は対象としない。
	池沼					1	
	水路					1	
	ため池					1	
	道路 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	道路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
小計			0.7210	0.7210	0.7210		
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面を除く)		0.4790	0.4790	0.4790	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面					1	
	小計		0.4790	0.4790	0.4790		
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)					0.5	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)					0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					0.5	
小計							
上記に掲げる土地以外の土地	山地					0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面					0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	1.2000		-1.2000		0.2	
	小計	1.2000		-1.2000			
合計		1.2000	1.2000		1.2000		

(一)の欄は記載不要 (単位 : ha)

④欄の合計 1.2000

ha

0.1ha (1,000m<sup>2</sup>) 以上の場合、申請の対象

解説：事業エリア 12,000m<sup>2</sup> が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000m<sup>2</sup> を超えることから特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となる。

### 3. 審査時における必要書類

### 3.1 許可申請の手順

許可申請を行う際の手順を下記に示す。

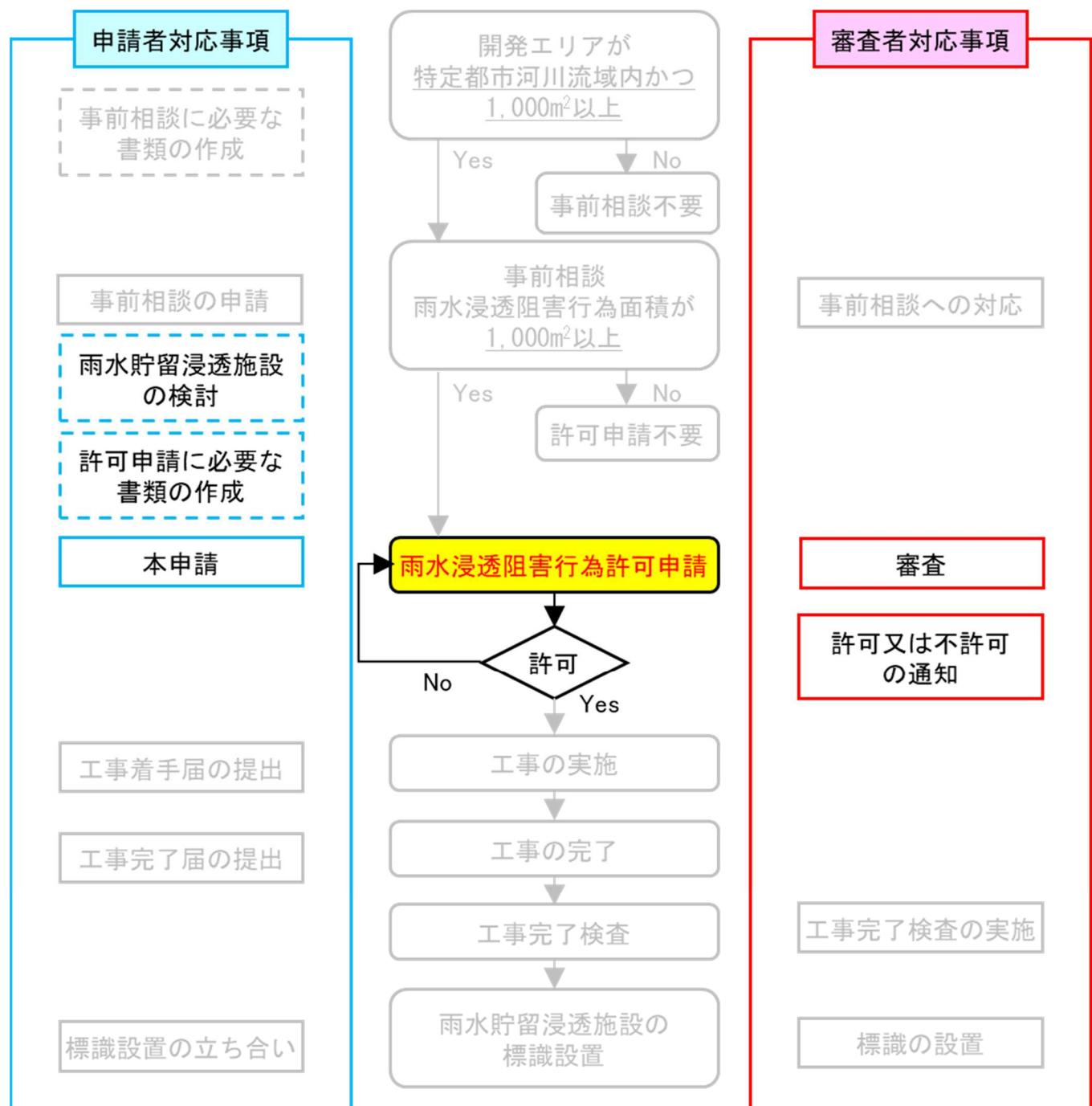


図 13 許可申請時の手順

### 3.2 審査時における必要書類

許可審査を受ける際に必要な書類一覧を表 8 に示す。

表 8(1) 許可申請時における必要書類一覧

	許可申請時の必要書類	明示すべき事項等
許可申請書	別記様式第二 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	【省令第 16 条】
計画説明書	様式第 1 号 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書	工事の方針、行為区域内の土地の現況及び 土地利用計画 並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画 【省令第 16 条】【施行細則】
位置図等	図面 1 行為区域位置図 縮尺 1/50,000 以上	(事前協議時作成) 【省令第 18 条】
	図面 2 行為区域区域図 縮尺 1/2,500 以上	(事前協議時作成) 【省令第 18 条】 県界、市町村界、市町村の区域の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を明示
計画図	図面-3 現況地形図（行為前）縮尺 1/2,500 以上	(事前協議時作成) 【省令第 16 条】 地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態毎の面積を明示 等高線は 2m の標高差を示すもの
	図面-4 現況土地利用求積図（行為前） 縮尺 1/2,500 以上	(事前協議時作成)
	図面-5 土地利用計画図（行為後） 縮尺 1/2,500 以上	(事前協議時作成) 【省令第 16 条】 行為区域の境界並びに流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態毎の面積を明示
	図面-6 土地利用計画求積図（行為後） 縮尺 1/2,500 以上	(事前協議時作成)
	図面-7 排水施設計画平面図 縮尺 1/2,500 以上	【省令第 16 条】 排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称を明示
	図面-8 対策工事の位置図 縮尺 1/2,500 以上	【省令第 16 条】 対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域を明示
	図面-9 対策工事の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状 縮尺 1/2,500 以上 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細 縮尺 1/500 以上	【省令第 16 条】 ・平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと ・流入口及び放流口の構造を含むものであること
	図面-10 標識設置位置図 縮尺 1/500 以上	

表 8(2) 許可申請時における必要書類一覧

	許可申請時の必要書類	明示すべき事項等
許可申請の添付書類	様式-1 現況土地利用図の面積集計表（行為前）	(事前協議時作成)
	様式-2 土地利用計画図の面積集計表（行為後）	(事前協議時作成)
	様式-3 行為前後の土地利用集計表	(事前協議時作成)
	様式-4 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	
	様式-5 雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	
	様式-6 技術的基準に適合することを証する書類	対策施設の貯留及び浸透能力の計算根拠、技術資料等
	様式-8 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	
	資料-1 土地の登記事項を示す書類	(事前協議時作成)
	資料-2 公図の写し	(事前協議時作成)
	資料-3 事業概要説明書、事業概要図	(事前協議時作成)
	資料-4 現況写真 (写真撮影位置図を添付)	(事前協議時作成)
	資料-5 工事工程表	【細則第2条第2項】

(1) 雨水浸透阻害行為許可申請書【別記様式第二】【省令第16条】

雨水浸透阻害行為許可申請書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日及び完了予定日を記載すること。

別記様式第二（第十六条関係）		
雨水浸透阻害行為 許可申請 協議書		
特定都市河川浸水被害対策法 第30条 第35条 の規定により、雨水浸透阻害行為 について許可を申請します。 協議		
令和〇〇年〇月〇日  福島県知事〇〇〇〇様 住所〇〇市〇〇町〇-〇〇〇ビル 氏名〇〇株式会社〇〇〇〇		
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市△△町〇〇-〇
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	事業区域 12,000 平方メートル、内浸透阻害行為の面積 12,000 平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	複合商業施設の建設 (計画の詳細は別葉の計画説明書及び)
	4 対策工事の計画の概要	駐車場の地下に貯留施設を設置する (計画の詳細は別葉の計画説明書及び)
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	7 対策工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	8 対策工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	9 その他必要な事項	農地転用については、農業委員会と協議中
	※受付番号	年月日 第号
※許可に付した条件		
※許可番号	年月日 第号	
備考 1 「許可申請」「第30条」「許可を申請」について、該当するものを〇で囲むこと。 協議、第35条、協議 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 3 ※印のある欄は記載しないこと。 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		

## (2) 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書【様式第1号】【省令第16条】

計画説明書は、工事計画の指針、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画並びに雨水浸透阻害行為に係る工事計画を記載する。

1)工事の計画の方針

2)行為区域内の土地の現況及び土地利用計画

3)対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画

様式第1号（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 住所 氏名	郵便番号 電話番号										
	○○株式会社 代表取締役○○○○										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	○○市○○町○○-○○										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針	雨水浸透阻害行為に関する工事 ・宅地造成、商業店舗の建設 対策工事 ・駐車場の地下に貯留施設を建設（○基、○○m <sup>3</sup> ）、浸透マス、浸透トレーンチを設置										
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域 が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
	舗装された土地 (法面を除く。) (法面に限る。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	12,000 (m <sup>2</sup> )	12,000 (m <sup>2</sup> )		
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域 が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	72,100 (m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
	舗装された土地 (法面を除く。) (法面に限る。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
4,790 (m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	12,000 (m <sup>2</sup> )			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				0.200		行為後の流出係数				0.920
	行為前の流出雨水量				0.07217 (m <sup>3</sup> /秒)		行為後の流出雨水量				0.33197 (m <sup>3</sup> /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画				名称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
					地下式雨水調整池		○m <sup>3</sup>		○○株式会社		
その他の	浸透マス ○基 ○○株式会社										

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(3) 行為区域位置図【図面-1】【省令第18条】

事前協議時に作成したものを提出。

地形図縮尺 1/50,000 以上として行為区域の位置を明示する。

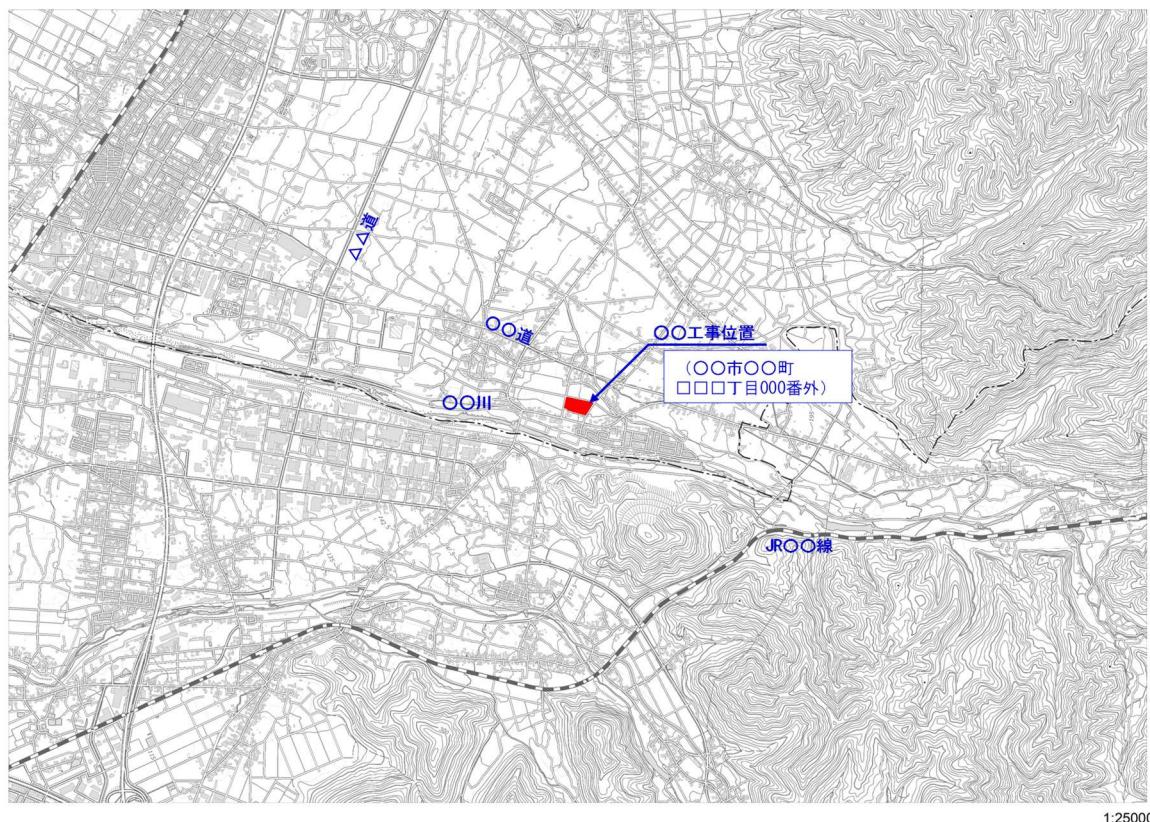


図 9 行為区域位置図

#### (4) 行為区域区域図【図面-2】【省令第18条】

事前協議時に作成したものと提出。

縮尺1/2,500以上とし、行為区域（事業エリア全体）、県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものを明示する。

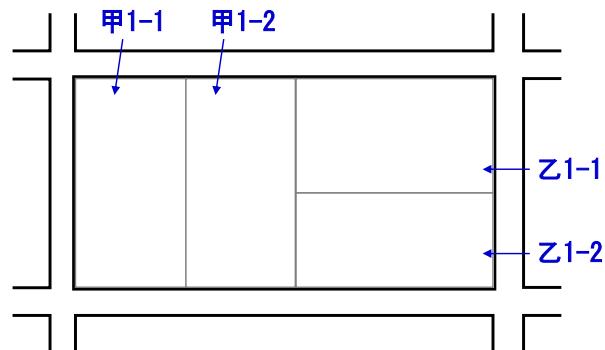


図 10 土地の地番及び形状の把握

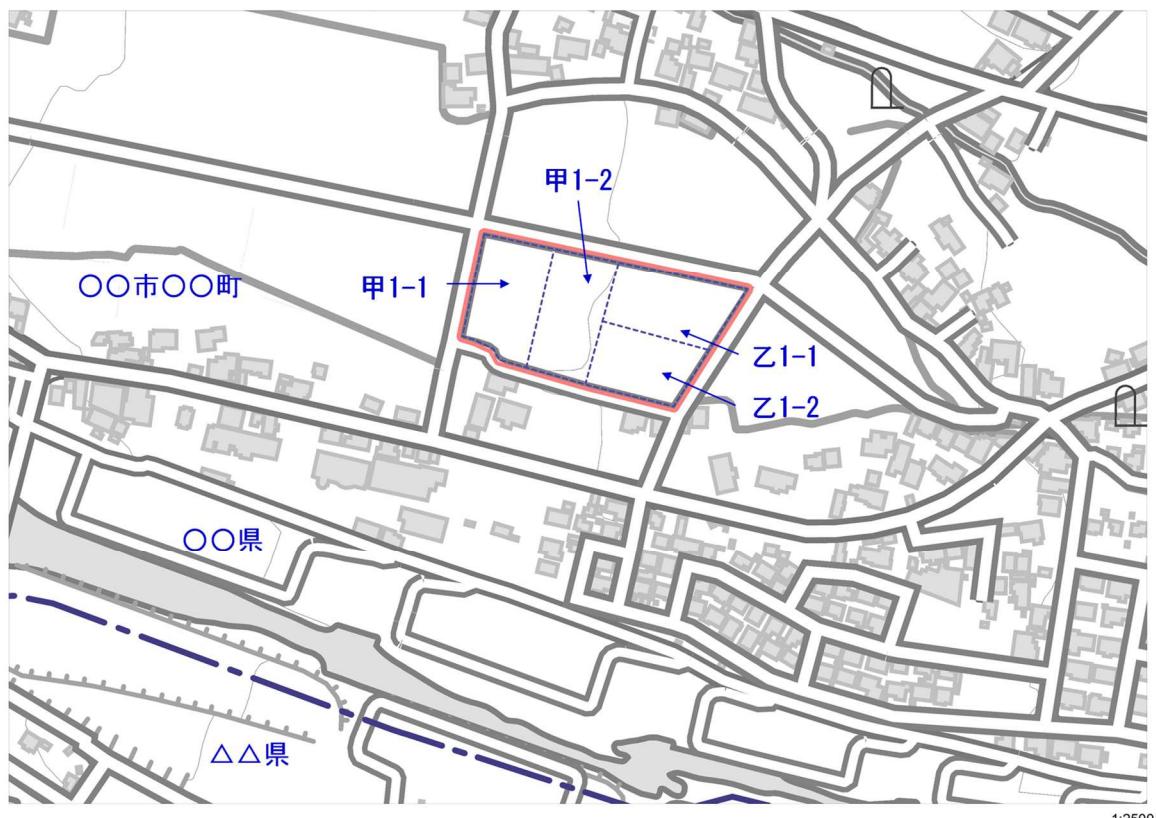


図 11 行為区域区域図

(5) 現況地形図（行為前）【図面-3】【省令第16条】

事前協議時に作成したものを作成する。

縮尺1/2,500以上とする。地形（等高線は2mの標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）毎の面積を明示する。現況土地利用別面積は、課税地目、土地登記簿謄本や実際の土地利用形態を用いて集計する。

土地利用形態の判断については、申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上の閲覧可能なものによる。

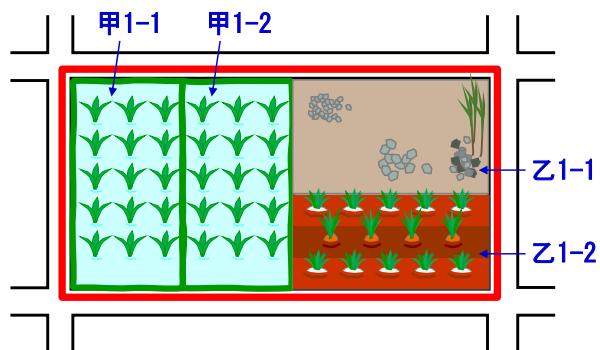


図12 土地量の把握

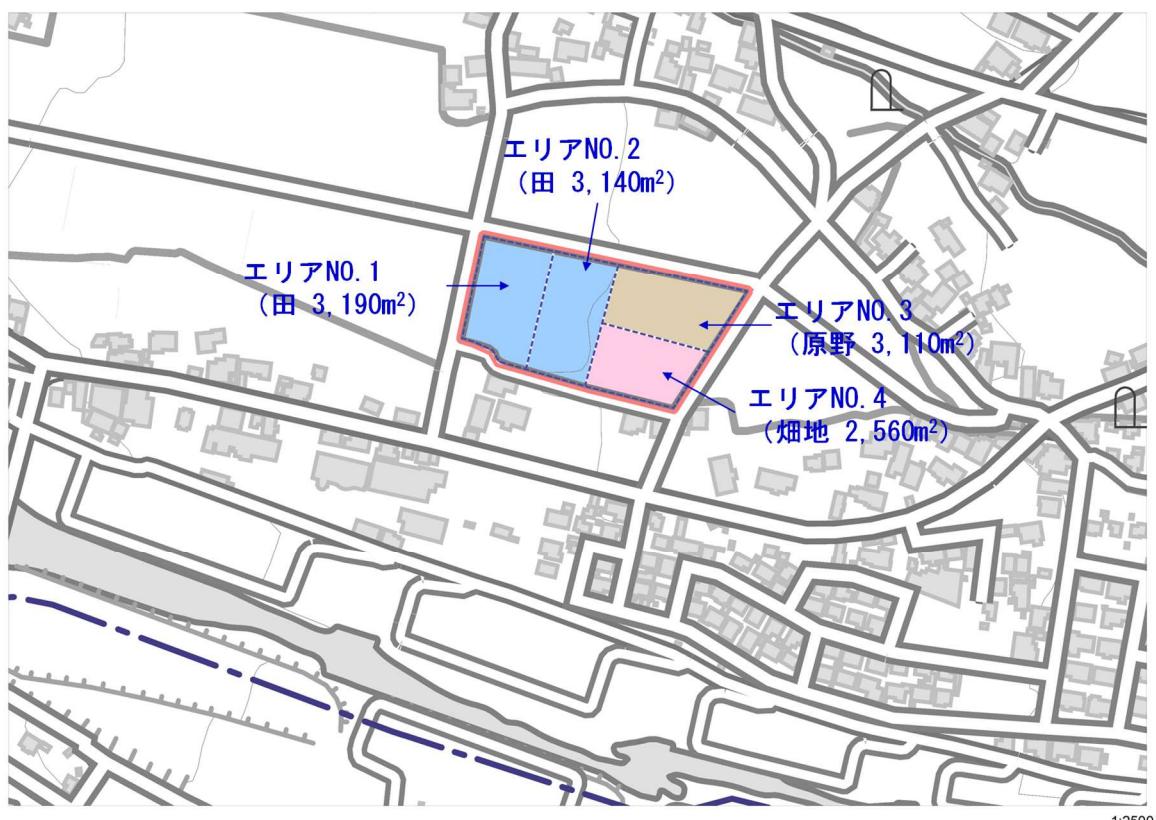


図13 現況地形図（行為前）

(6) 現況土地利用求積図（行為前）【図面-4】

事前協議時に作成したものを作成。

縮尺 1/2,500 以上とする。

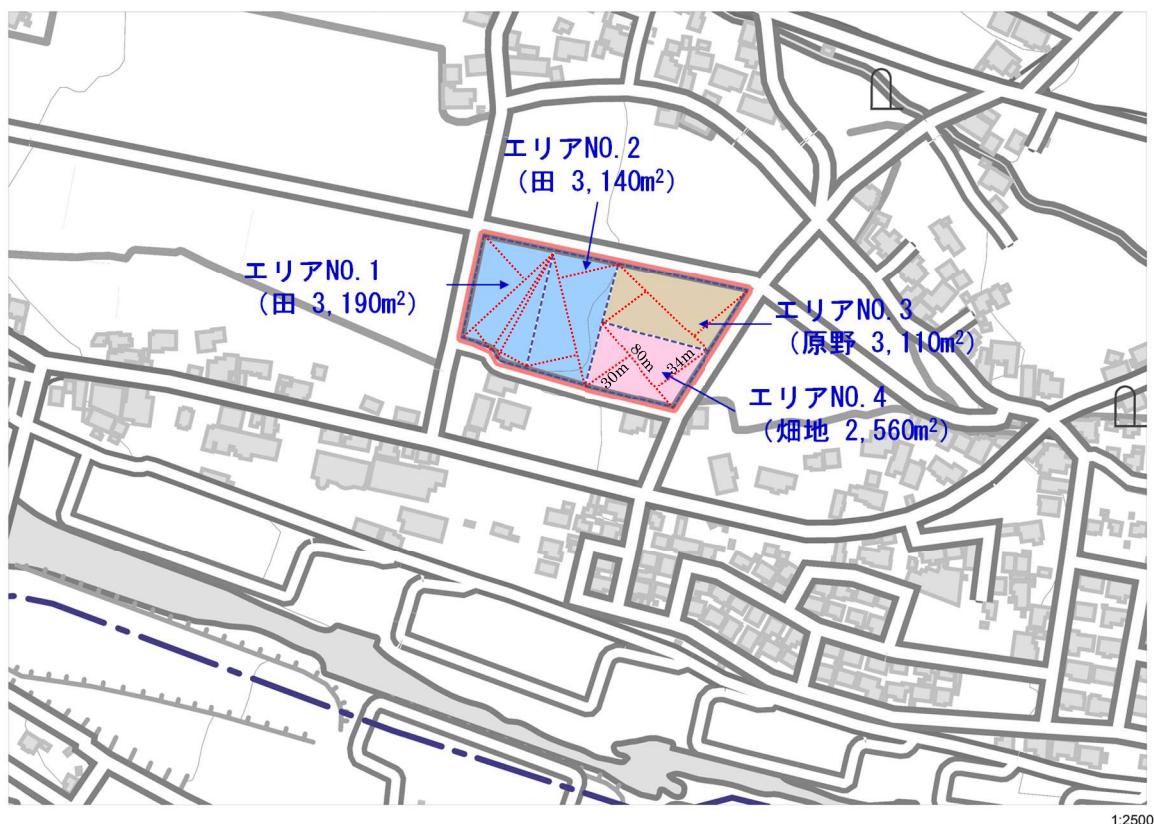


図 14 現況土地利用求積図（行為前）

(7) 土地利用計画図（行為後）【図面-5】【省令第16条】

事前協議時に作成したものと提出。

縮尺 1/2,500 以上とし、行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）毎の面積を明示する。事業エリア内において、土地利用計画面積をエリア別に集計する。現況及び事業エリア内の土地利用面積は必ず一致すること。

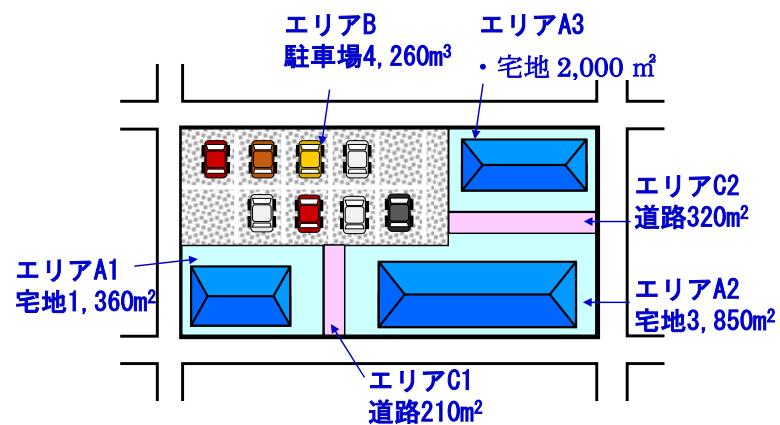


図 15 流出係数の区分毎の携帯土地利用形態

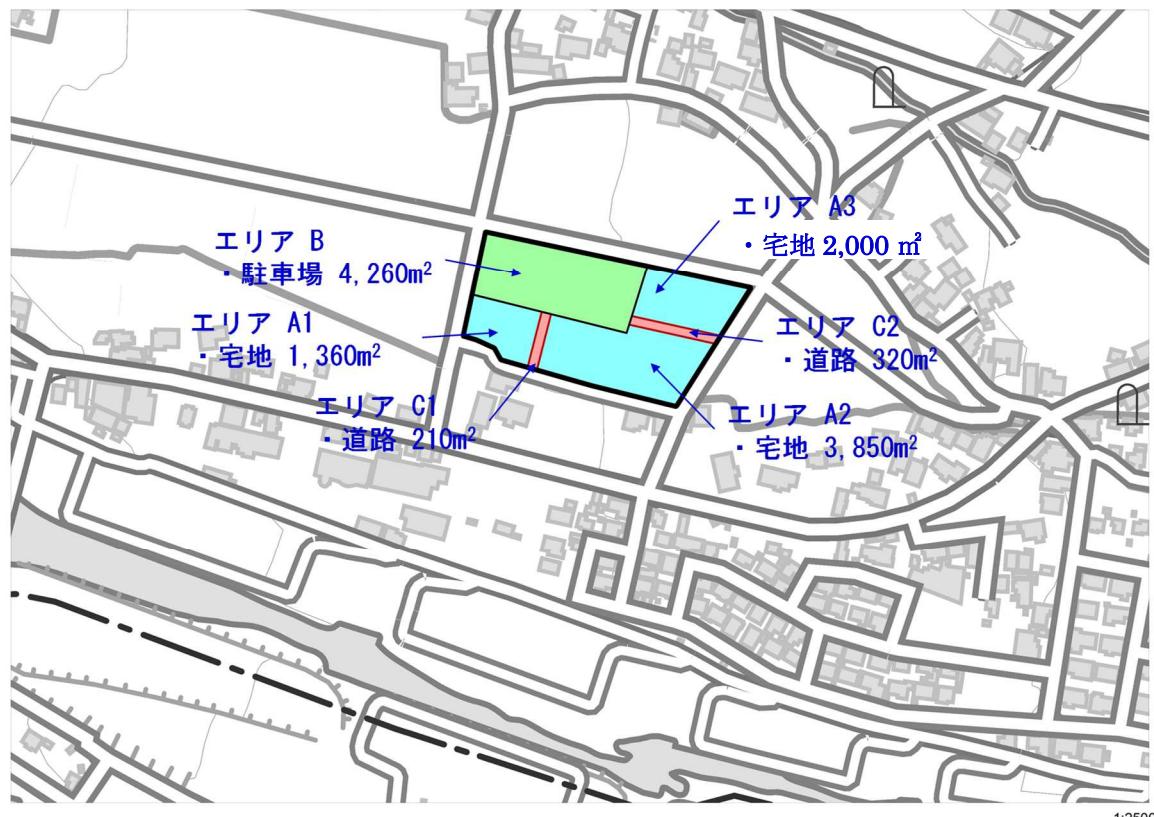


図 16 土地利用計画図（行為後）

(8) 土地利用計画求積図（行為後）【図面-6】

事前協議時に作成したものと提出。

縮尺 1/2,500 以上とする

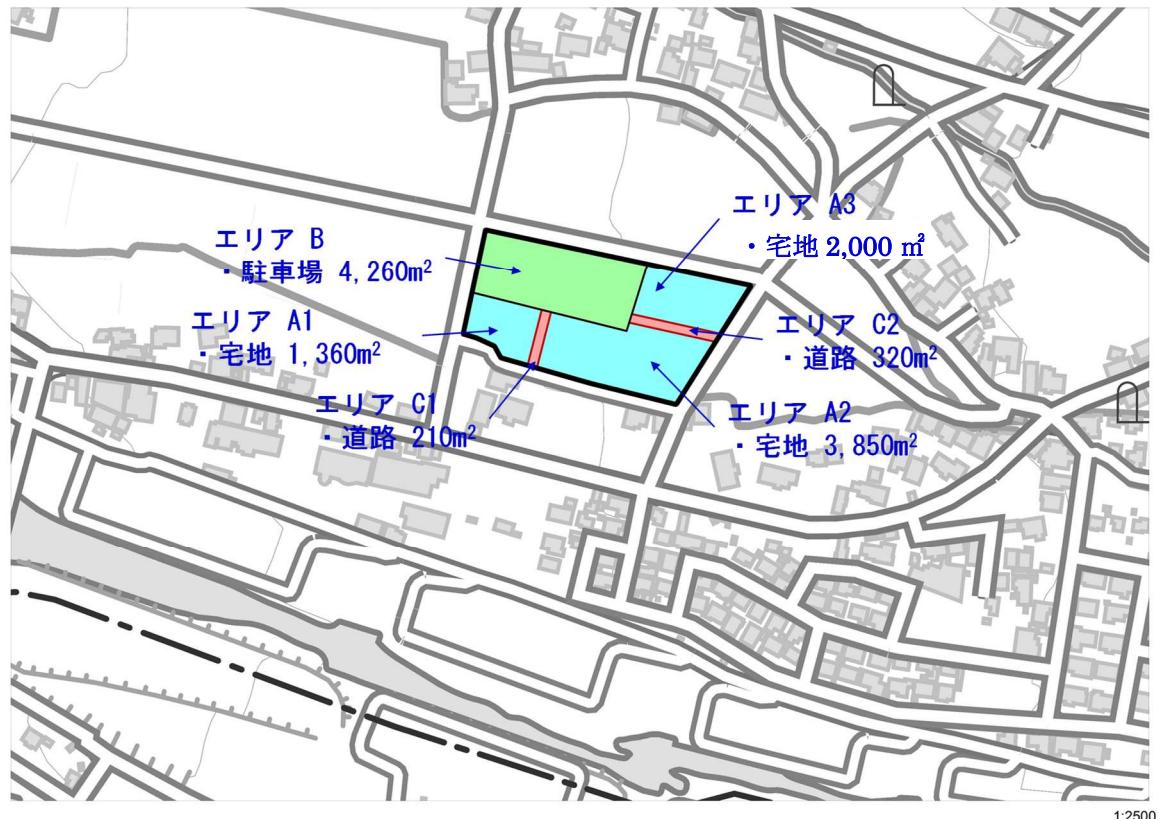


図 17 土地利用計画求積図（行為後）

(9) 排水施設計画平面図【図面-7】【省令第16条】

縮尺 1/2,500 以上とする。排水施設計画平面図には、以下の事項を明示すること。

- ・排水施設の位置
- ・排水系統
- ・吐口の位置及び放流先の名称

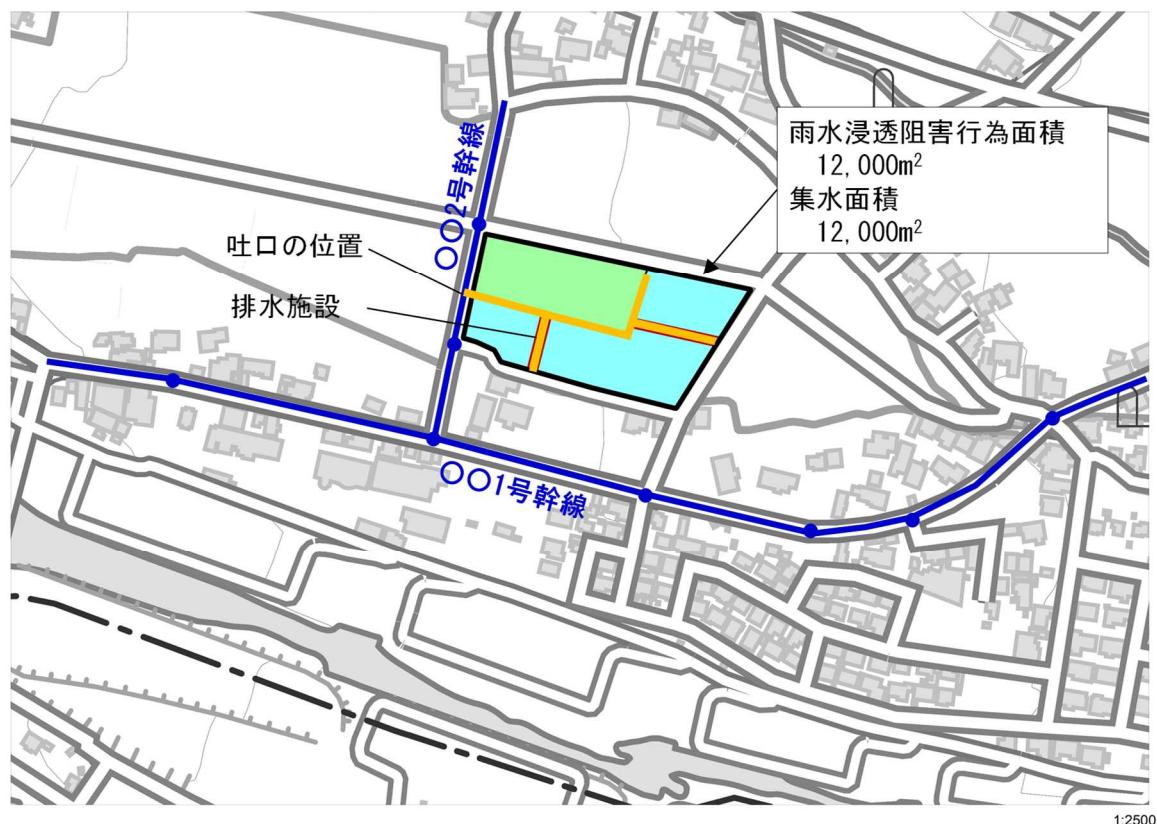


図 18 排水施設計画平面図

(10) 対策工事の位置図【図面-8】【省令第16条】

1/2,500 以上とする。対策工事の位置図には次の項目を明示すること。

- ・対策工事の計画位置
- ・計画区域及び集水区域

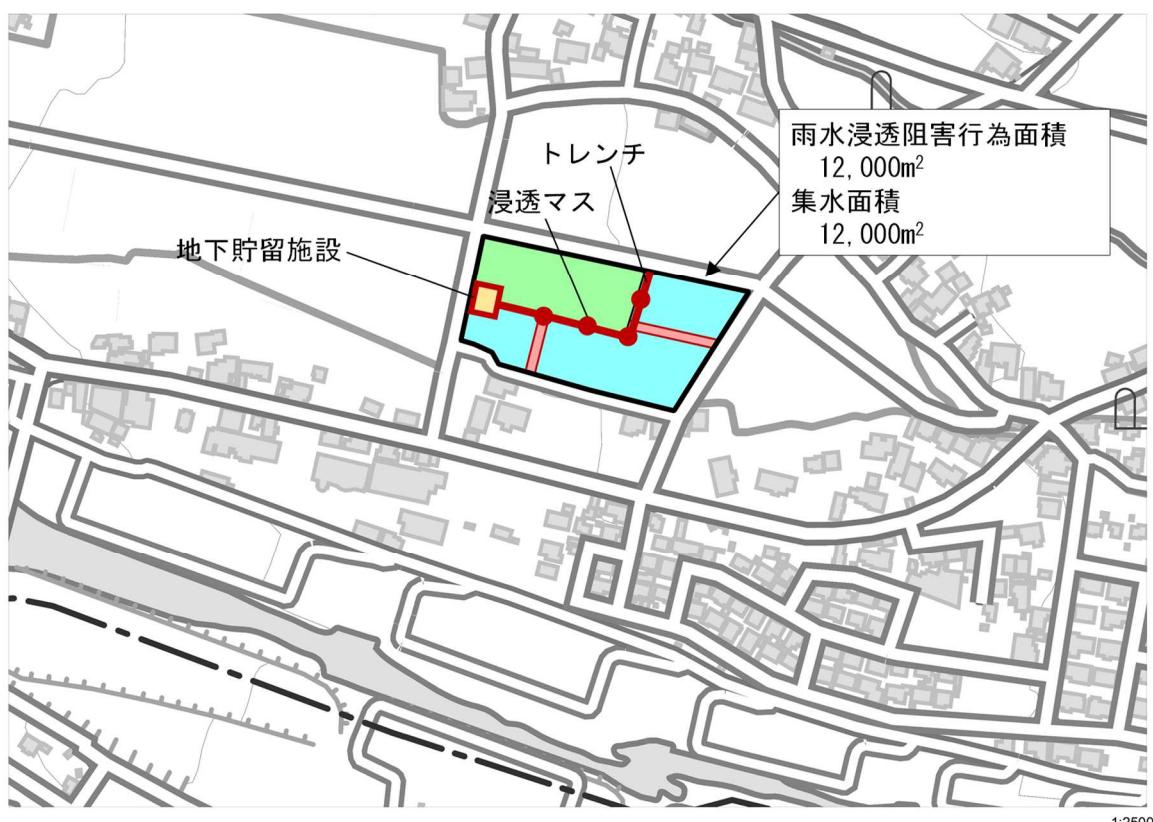


図 19 対策工事の位置図

### (11) 対策工事の計画図【図面-9】【省令第16条】

雨水貯留浸透施設の形状は、平面図、縦断図、横断図により示すこと。縮尺 1/2,500 以上とする。(図面-8 に併記してもよい)

雨水貯留浸透施設構造の詳細図は、流入口及び放流口の構造を含む。縮尺 1/500 以上とする。

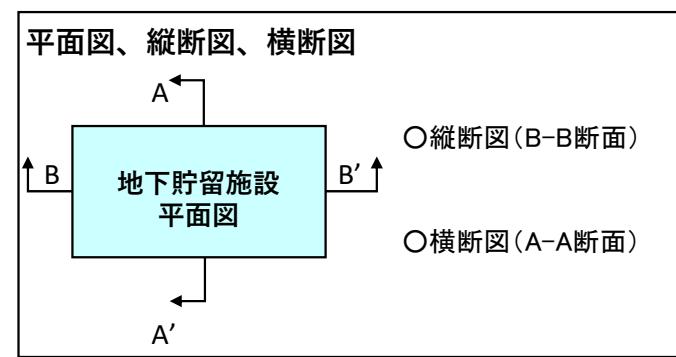


図 20 対策工事の計画図 (雨水貯留浸透施設の形状)

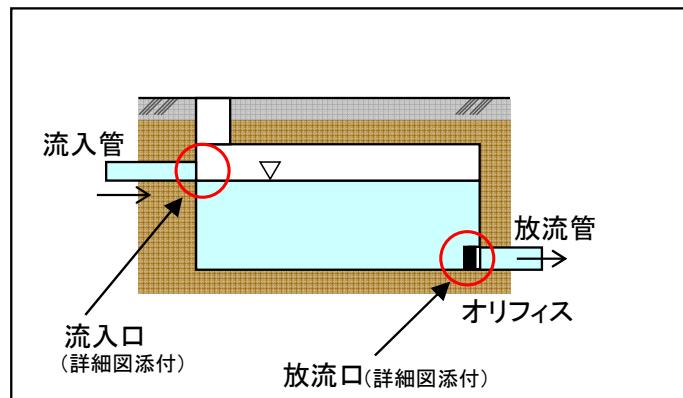


図 21 対策工事の計画図 (雨水貯留浸透施設の詳細図)

## (12) 標識設置位置図【図面-10】

標識の設置は福島県が行うが、申請者が自ら希望した場合には、福島県に代わり申請者自身が標識の設置を行うことも可能とする。

設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については協議する。

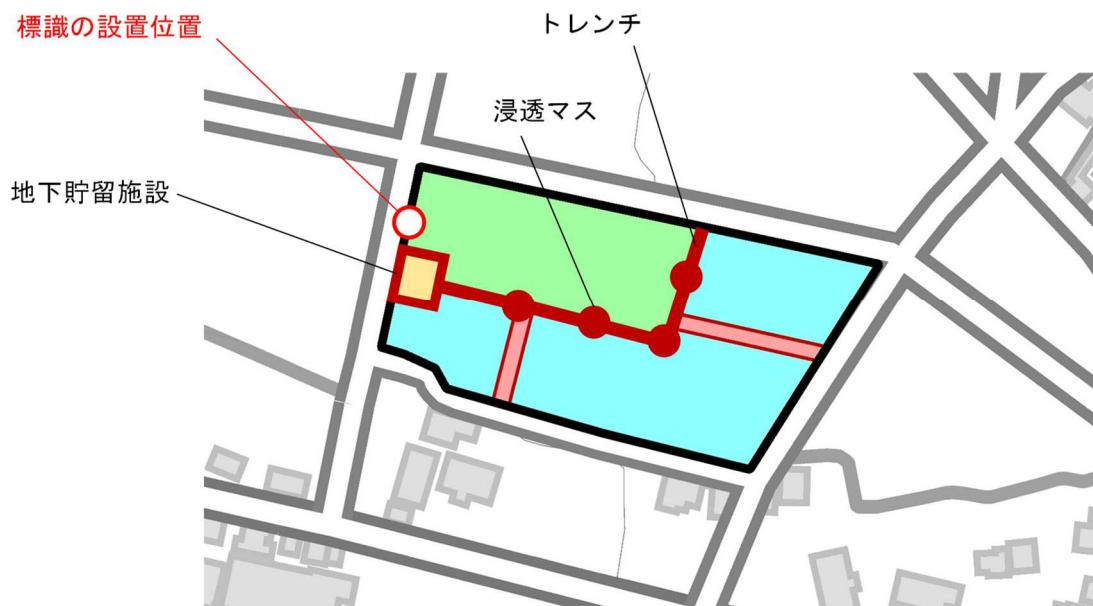


図 22 対策工事の位置図

雨 水 貯 留 浸 透 施 設		福 島 県
施設の名称 雨水浸透ます		
検査済証番号 ○第〇〇号		
施設の容量又は規模及び構造の概要 雨水浸透ます 16 基		
この雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する		
施設の管理者及び連絡先 (○) 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
標識の設置者及び連絡先 ○〇建設事務事務所 TEL: 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
<input checked="" type="checkbox"/> この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。		

図 23 標識のイメージ

(13) 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数【様式-4】

雨水浸透阻害行為前後の流出係数を算定する。

【記入例】

様式-4

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所 : ○○市○○区○○町  
 行為面積 1.2000 h a  
 行為前後の土地利用区分

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
宅地等に該当する土地	宅地	0.90		0.7210
	池沼	1.00	0.0000	0.0000
	水路	1.00	0.0000	0.0000
	ため池	1.00	0.0000	0.0000
	道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	
	道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
	鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
	鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
	飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
	飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	関第2連号	不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く)	0.95	0.4790
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00	0.0000
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000
土第上地3記 以号第 外に1 の掲号 土げか 地るら	山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	1.2000
その他	面積計		1.2000	1.2000
	平均流出係数		0.200	0.920

(14) 雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値【様式-5】

算定した流出係数を用いて、雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量を算定する。

【記入例】

様式-5

## 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式  $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量( $m^3/s$ )

f: 流出係数 (様式-4より)

r: 最大降雨強度(10分間)( $mm/h$ )(釧路川流域基準降雨より)

A: 集水面積( $ha$ )(様式-4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.200 \times 108.25 \times 1.2000 = 0.07217 m^3/s$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.920 \times 108.25 \times 1.2000 = 0.33197 m^3/s$$

よって、

$$0.33197 m^3/s - 0.07217 m^3/s = 0.25980 m^3/s$$

0.25980  $m^3/s$  分をカットする対策が必要。

(15) 技術的基準に適合することを証する書類【様式-6】

技術的適合性の確認は、国土交通省「調整池容量計算システム Ver2.0」を使用すること。  
国土交通省 WEB サイトに掲載されている。

URL : [https://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/kasen/chouseichi/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html)

【「調整池容量システム Ver2.0 (エクセル)」使用方法】

- 1) 流出係数算出：様式-4 を参照して記入。
- 2) 降雨強度：次ページの表【降雨強度】の値を貼り付け。
- 3) 01 流出計算 (Q-T グラフ)：「計算実行」ボタンを押す。  
様式-5 に対応している。行為前後の流出量を確認する。
- 4) 浸透施設能力：設置する浸透施設の比浸透量、飽和透水係数、設置数量、影響係数、体積、空隙率を入力。
- 5) 02 流出計算 (QT-S グラフ)：流出計算条件を選択し、「計算実行/再設定」ボタンを押す。
- 6) 04-①調整計算 (自然調節方式)：調整池を設置する場合は諸元を入力し、「計算実行」ボタンを押す。
- 7) 計算結果の総合評価が O.K となっているか確認する。  
N.G の場合は O.K になるまで、繰り返し諸元を調整する。
- 8) 総合評価が O.K であれば、「【様式】許可申請図書」の保存場所を入力し、「許可申請図書の作成」ボタンを押下して計算結果を出力する。
- 9) 出力された許可申請図書(エクセルシート)から、流出抑制施設の諸元および調節計算結果を様式-6 に入力する。

詳細は国土交通省「調整池容量計算システム」のマニュアルを参照

URL : [https://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/kasen/chouseichi/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html)

## 【記入例】

技術の基準に適合することを証する書類			様式-6
流出抑制施設諸元			
調整池諸元 放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の開諸元を記載)			
調節池諸元 ポンプ諸元(ポンプ排水を用いた場合)			
浸透施設諸元 浸透能力			
空隙貯留量諸元 空隙貯留量			
【浸透マス】			【浸透マス】
【浸透トレンチ】			【浸透トレンチ】
【透水性舗装】			【透水性舗装】
【その他】			【その他】
調節計算結果			
最大流入量(行為後 最大放流量			最大流入量(行為後 最大放流量
水位・流量ハイドログラフ			水位・流量ハイドログラフ

下段	上段(2段オリフィスの場合)
形状	円形
放流口形状	直径: 0.150
高さ	—
幅	—
管底位置(池底から)	0.000

浸透施設諸元 浸透能力		
0.018258 m <sup>3</sup> /s		
【浸透マス】		
【浸透マス】	単位設計浸透能(m <sup>3</sup> /hr/個) 比浸透量(m)	設置数量 (個) (1) 内容(1)
1	5.13 0.13	10 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00
2		1.00 1.00 1.00
3		1.00 1.00 1.00
4		1.00 1.00 1.00
5		1.00 1.00 1.00
6		1.00 1.00 1.00
7		1.00 1.00 1.00
8		1.00 1.00 1.00
9		1.00 1.00 1.00
10		1.00 1.00 1.00

空隙貯留量諸元 空隙貯留量		
20.000 m <sup>3</sup>		
【浸透マス】		
【浸透マス】	体積(m <sup>3</sup> )	空隙率(%)
1	100.00	20.00
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【浸透トレンチ】		
【浸透トレンチ】	体積(m <sup>3</sup> )	空隙率(%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【透水性舗装】		
【透水性舗装】	体積(m <sup>3</sup> )	空隙率(%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【その他】		
【その他】	体積(m <sup>3</sup> )	空隙率(%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

調節計算結果

最大流入量(行為後  
最大放流量

0.306482 m<sup>3</sup>/s  
0.068864 m<sup>3</sup>/s

< 許容放流量

水位・流量ハイドログラフ

## (16) 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書【様式-8】

設置した貯留浸透施設の管理に関する実施計画書は下記を参考に作成する。

### 様式-8

#### 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

#### 記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。  
所在地
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。  
氏名
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等の総体をいう。
- 2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。  
(別図：平面図、標準横断図、構造図)
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
- 2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
- ・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
  - ・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
  - ・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
  - ・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

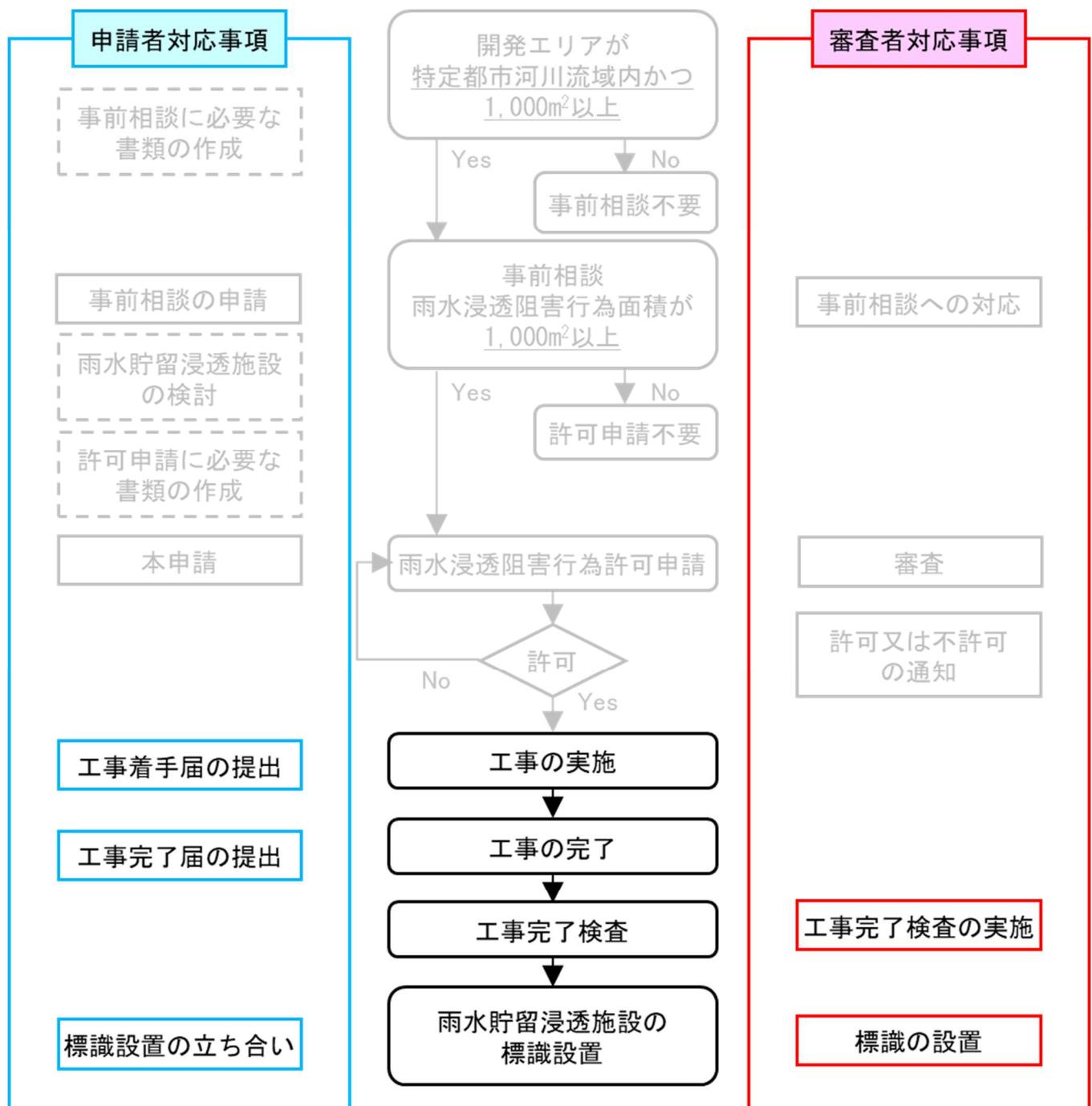
別表

分類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検 ・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検 ・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検 ・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等 ・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等 ・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業 ・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高压洗浄	

## 工事の実施から完了について

### 3.3 工事実施から完了までの手順

工事実施から完了までの流れは、以下のとおりである。



#### 図 24 4. 工事の実施から完了の手順

(1) 工事の実施【施行細則第5条】

工事着手に必要な書類

様式名	内容
様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

(2) 申請内容に変更があった場合には、再度申請・許可が必要【法第37条】【細則第4条】

ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更は届出で可。

様式名	内容	明示すべき事項
様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書	工事着手予定日又は工事完了予定日

(3) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設等の設置にかかる工事工程の終了にかかる報告

【細則第6条】

地下構造物など、工事の完了検査時に不可視となる工事工程が終了するときは、その終了の三日前までに、その旨を報告する。

(4) 工事完了届書を提出【省令第26条】【細則第7条】

工事完了後、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出する。

様式名	内容
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書【省令26条】
添付図書	・設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面 ・雨水貯留浸透施設の構造詳細図 ・その他指示があったもの 【細則第7条】

(5) 工事完了検査を実施【法第38条】【細則第9条】

工事完了検査合格後、検査済証が発行される。

(6) 雨水貯留浸透施設の標識を設置【法第38条】【条例第2条】

標識の設置は福島県が行う。設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については協議する。

(7) 工事の廃止【省令第26条】

雨水浸透阻害行為の許可を受け、工事を廃止した時は届出書を提出する。

様式名	内容
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書【省令第26条】

#### 4. 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為

雨水貯留浸透施設内への物件の堆積、設置及び雨水貯留浸透施設の損傷、雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為については、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれがあることから許可を必要とする。

ただし、管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為、行為前の状態に戻されることが確実な一時的な行為、災害復旧における行為などは許可の適用は除外される。

【法第39条】【政令第12条】【政令第13条】【省令第29条】

##### (1) 許可の対象となる行為

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為の例は、次に掲げる行為である。

- (i) 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
  - ・塵芥又は土砂の投棄
  - ・建設資材等を置くこと
- (ii) 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
  - ・調整池等の堤防の掘削
  - ・浸透機能を発揮する部分の閉塞
- (iii) 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
  - ・流入口又は流出口の閉塞又は径の変更

##### (2) 適用除外

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為に関する許可の適用除外となる行為の例は、次に掲げる行為である。

- (i) 通常の管理行為
  - 管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- (ii) 軽易な行為
  - 仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）
- (iii) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は流出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧

(3) 許可申請時における必要書類一覧

	必要書類	備考
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	【省令第 29 条】

	明示すべき事項	備考
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域 縮尺 1/2,500 以上	【省令 29 条】
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状 縮尺 1/2,500 以上	【省令 29 条】 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細 縮尺 1/500 以上	【省令 29 条】 流入口及び放流口の構造を含むものであること
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状 縮尺 1/2,500 以上	【省令 29 条】 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	当該行為により設置される施設の構造の詳細 縮尺 1/500 以上	【省令 29 条】
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状 縮尺 1/2,500 以上	【省令 29 条】 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	保全工事に係る施設の構造の詳細 縮尺 1/500 以上	【省令 29 条】 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

## 5. 他法令等による規制との調整

雨水浸透阻害行為の許可に関して、流出雨水量を増大させないことを目的として、他法制や条例による規制によって流出抑制対策を求めているときは、他法制や条例の規定に従う必要がある。

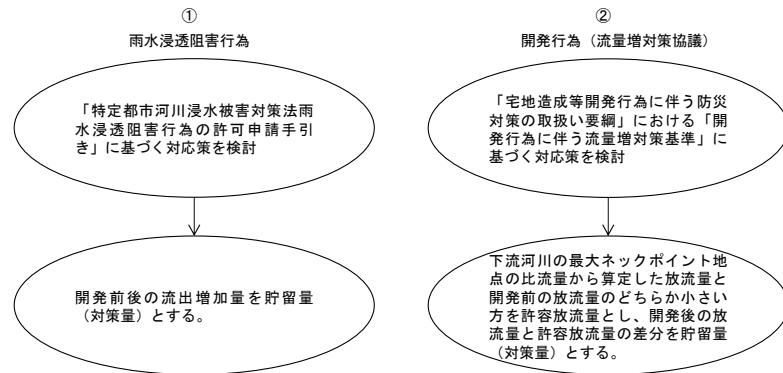
また、法と条例等の双方で流出抑制対策を求めることとなるときは、それぞれの規定に従う必要があり、法に基づき実施される対策工事の規模と条例等で求める流出抑制対策の規模を比較した上で、当該規模が大きい方を適用する。

### 他法令等による規制との調整

- ①都市計画法の開発許可
- ②森林法の林地開発許可
- ③地すべり等防止法による許可
- ④宅地造成及び特定盛土等規制法等による許可

## 雨水浸透阻害行為及び開発行為（流量増対策）双方の協議が必要な場合の対応方法

対応方法：貯留量の算出をそれぞれ行い、貯留量（対策量）の大きい方の対策を実施する。



①>②の場合：雨水浸透阻害行為許可基準に基づく対策を義務付ける。

②>①の場合：流量増対策基準に基づく対策を実施するよう指導する。

※②>①となり、流量増対策基準に基づく対策を実施する場合においても、雨水浸透阻害行為許可申請に伴う工事完了検査、雨水貯留浸透施設の標識設置は行う必要がある。

図 25 雨水浸透阻害行為及び開発行為（流量増対策）双方の協議が必要な場合の対応方法